Title	ー六四八年ヴェストファーレン条約に関する一試論 : オスナブリュック条約の解釈とその歴史的意義をめ ぐって
Author(s)	山本, 文彦
Citation	北海道大学文学研究科紀要, 139, 135(右)-168(右)
Issue Date	2013-03-21
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/52312
Туре	bulletin (article)
File Information	02_YAMAMOTO.pdf



六四八年ヴェストファーレン条約に関する一試論

オスナブリュック条約の解釈とその歴史的意義をめぐって-

本文彦

Щ

はじめに

態に沿ったものではないことが明らかにされている。 ルクス主義史観からこのウェストファリア神話を全面的に批判して大きな反響を呼び起こし、同書は二〇〇八年にわ についてはわが国でも明石欽司氏による詳細な研究があり、 ストファリア神話」と呼ばれる近代国際法と近代ヨーロッパ国際関係に関する伝統的評価がつきまとっている。これ オスナブリュック条約の内容を検討することにある。よく知られているように、ヴェストファーレン条約には「ウェ 本稿の目的は、一六四八年のヴェストファーレン条約のドイツ史における歴史的意義を検討する作業の一つとして、 また、 B・テシィケは二○○三年に刊行した著書で、独自のマ この伝統的評価が必ずしもヴェストファーレン条約の実

が国でも翻訳が出版されている。

ては、 ることを目的とする。ドイツ史における伝統的評価を条文の考察から再検討し、 めの一つの作業として、神聖ローマ帝国(以下帝国) については、 伝統的評価がある。この評価に対しては、近世の神聖ローマ帝国史研究の進展によって否定的な見解が示されながら 本稿はこのようなわが国の研究状況を鑑み、ヴェストファーレン条約のドイツ史における歴史的意義を考察するた 現在もまだわが国 管見の限りでは、 ドイツ史におけるヴェストファーレン条約の歴史的意義に関しては、 一九九八年の締結三五〇年の記念年前後に、欧米では数多くの研究が発表された。一方、 .の一部の概説書等では伝統的な評価が繰り返されている状況にある。 前述した明石氏の浩瀚な著書の他には伊藤宏二氏の研究をあげることができる程度である。 国制を対象としたオスナブリュック条約の内容を中心に検討す 同条約を ヴェストファー 「帝国の死亡診断書」とする ヴェ ストファーレン条約 レン条約の歴史的意 わが国にお

一 ヴェストファーレン条約の研究史概観

義を検討する一助としたい。

)研究に依拠して一六四八年以降の研究史を概観しておこう。 ヴェストファーレン条約の条文を検討する前に、先に述べた伝統的評価に関連する範囲で、 主にA・ブッシュマン

て歓迎されたことは、いくつかの図版資料からも読み取ることができる。一七~一八世紀の帝国国法学者たちは、ヴェ ヴェストファーレン条約は同時代においては、 長い間待ち焦がれた平和をもたらすものとして、

は、 よる著作である。 帝国が滅亡する二年前の一八○四年に公刊されたR・C・フォン・ゼンケンベルクの著作が、 ターの著作を挙げるべきであろう。とりわけピュッターの著作『ヴェストファーレン条約の精神』は、 年にはG・F・ブッキシュがIPOの一七条の内の七つの条文の内容を歴史的・法的に詳細に検討した。一八世紀で 約締結二〇年後の一六六八年に、 ストファーレ 一七三六/三七年のN・H・グントリング、一七七六年のJ・J・モーザーおよび一七九五年のJ・S・ピュッ ・ン条約を帝国国制の最も重要な文書とみなしていた。まず一七世紀においては、ヴェストファーレ 般的規定」 (補償規定など)と「個別規定」 P・A・ブルゴルドがヴェストファーレン条約の詳細な解説書を公刊し、 (平和規定など)の二つに分けて体系的に叙述してい 最後の帝国国法学者に ヴェストファー

究が始まったということができる。一八○六年以降最初のヴェストファーレン条約関連の著作は、一八○八/○九年 に 分裂の責任は帝国諸侯の帝国理念の欠如にあるとみなされた。 は、 国民運動・国民国家思想の中で、ヴェストファーレン条約の評価は一 トファーレン条約をヨーロッパとドイツの政治システムの基礎となるものと評価している。 に公刊されたK・ 解 八〇六年の帝国の滅亡によって、 の違いがあるが、 玉 [が分裂し無力化した責任は、 帝国が政治的に分裂した責任を負わされることになった。 L・フォン・ヴォルトマンの しかしヴェストファーレン条約を国民的カタストロフとする点では一致している。 帝国国法学によるヴェストファーレン条約の研究は終わり、 ハプスブルク家にあるとみなされ、 『ヴェストファーレン条約の歴史』である。 帝国が政治的に分裂した原因の理解については、 一変し、 他方、 プロイセンを中心とした歴史研究にあって 帝国が国民国家として失敗する原因 カトリック的 ヴォル しかしながら一九世紀 歴史研究では、 いわば歴史的 トマンは ヴ ノエス ?な研

イツ史ハンドブック第二巻では、 公刊されたC・シュテディングの このような傾向は一九四五年まで続くが、特に一九三三~四五年がその頂点とも呼べる時期である。これを代表す 九四〇年に公刊されたF・コップとE・シュ G・ヴォルフがヴェストファーレン条約により皇帝権の没落と領邦君主の優越 『帝国とヨーロッパ文化の病』である。また、一九二三年公刊のゲープハル ルテの 『ヴェストファーレン条約』と一九四二年に }

立したと述べてい

ディックマンはヴェストファーレン条約を体系的に叙述したが、第二の評価は、 に による Acta Pacis Westfalicae の刊行が始まり、 ストロフである。 ができたこと。 ストファーレン条約』が公刊され、ディックマンはこの中でヴェストファーレン条約の意義として次の三点を挙げて ストファーレン条約はヨーロッパの座標軸での評価が中心となった。一九五九年にはF・ディックマンの大著 で最高なもの)をスローガンに挙げた一九四八年のヴェストファーレン条約三〇〇年記念年において顕著に表れ、ヴェ 結させヨーロッパに平和をもたらした点を評価する傾向が現れる。この傾向は、Pax optima rerum (平和は全ての中 諸侯の領邦高権が確立し、 九四五年以降、 第一に このことはドイツの国民的な不幸と帝国の死病の始まりであり、 ヨーロ 第三に、宗派の平等が確立し、近代的な寛容思想への決定的な一歩を踏み出したということである。 ヴ このディックマンの著作の三年後の一九六二年から、 I ッパの新しい国際社会の基礎を作り、 ストファーレン条約を国民主義的に評価する傾向は目立たなくなり、 帝国統治への参加が承認され、 現在に至るまで刊行が続いている。 主権と同権による新たな国際社会が作られたこと。 さらに同盟権によって諸侯は国際法の主体になること M・ブラウバッハとK・レプゲンの編集 一六四八年はドイツ史の大きなカタ 九世紀以来の評価を継承してい むしろ三十年 戦争を終

に 条約締結三五〇年を記念する展覧会のテーマも「戦争と平和」であった。この一九九八年前後に、すでに述べたよう 間 われているように思われる。 たヴェストファーレン条約を含め近世ヨーロッパの平和および国際関係についての学際的な研究等が比較的活発に行 しいが、一六四八年以降各地で挙行されたヴェストファーレン条約関係の祝祭等を扱う文化史的観点からの研究、 たことである。これにより特に近世における「戦争と平和」に関する研究が進み、一九九八年のヴェストファー ľ題点が指摘されているF・ :国国法学者たちの解釈に近づきつつあるということができる。このような傾向の中で特筆すべきことは、一九八九/ 評価が見直され、 のが現状である。本稿は、 ヴェストファーレン条約に関する多くの研究が発表された。この記念年以降の研究動向を手短に述べることは難 年のヨーロ 九六〇年代以降、 ッパにおける国家システムの大きな変動によって、国際関係の歴史がひときわ注目されるようになっ 全般的な傾向としては、 帝国史研究の進展により、皇帝権とは別に特に帝国諸機関の活動状況の解明により、 これらの新しい研究を利用しながら、以下においてヴェストファーレン条約の条文を検 しかしながらその一方で、すでにH・ドゥフハルトが指摘していうように、さまざまな ディックマンの大著に代わるヴェストファ 国民国家に規定された一九世紀以来の評価から離れ、 ーレン条約の総合的な研究はまだ現 一七~一八世紀 帝国国制 ま

二 オスナブリュック条約の内容

討することにしよう。

ヴェストファーレン条約は、 よく知られているように、 スウェーデンとの講和条約がオスナブリュック条約

北大文学研究科紀

三三の条文が独自の規定である。 IPO)、フランスとの講和条約がミュンスター条約 (以下IPM) で、一六四八年一○月にミュンスターで調印され IPOは全一七条で項目総数二二五、 IPMは全一二〇条から成るが、内容の多くは重複しており、 I P M

制についてである。 IPOの内容を次の四点に整理して検討してみたいと思う。 平和秩序、 復旧と補償の問題、 宗派問題そして帝

的 …」として、皇帝とスウェーデン女王の名がその長い称号とともに述べられる。「極めて多くの地域が荒廃し、多くの に続く内容に合意し、 名前が具体的に記された後で「…全権代理人相互の文書が交換された後で、 キリスト教徒の血が流れた。ついに神の善意により次のことがなされた。両者の間で全般的平和についての構想が練 特にスウェーデン王国とフランス王国を巻き込み、持続的で悲惨な戦争が、次の二者の間で生じるまでに拡大した。 後、「長年にわたり神聖ローマ帝国において生じた不和および内乱がドイツ全土のみならず、いくつかの隣接する王国 ?かつ永遠の平和、真実にして誠実な友愛」が条約当事者の間で確立されるべきことを謳い、 |開催されることが決まった」と講和会議にいたる経緯が簡単に述べられ、 ń 一六四三年七月一一日 その目的のためにハンブルクで新暦一六四一年一二月二五日 の平和秩序について。 同意して、 一致した」と述べる。 (旧暦一日)にヴェストファーレンのオスナブリュックとミュンスターで全権代理人の会議 神の栄光とキリスト教世界の安寧のために、 まず前文が「不可侵にして不可分の三位一体の御名において、アーメン」で始まった 続いて第一条において、その平和と友愛について「キリスト教的な普遍 (旧曆一五日) 相互の平和と友愛の規定に向かって、 神聖ローマ帝国の選帝侯、 皇帝とスウェーデン女王の全権代理 になされた両者の合意により、 帝国とスウェーデンと

ることを規定している。 法的効力について規定している。 規定している。 は係争中の権利等はこの一般的復旧からは除外することを規定し、復旧に関する個別の問題については続く第四条で る」と規定する。その上で第三条一項において、第二条で規定された「一般的かつ無制限な赦しに基づいて」、 とに対して、永遠の忘却 (oblivio) と赦し (amnestia) が、双方からなされなければならない。…戦前と戦時に言葉: るために第二条は、「この戦争の開始以来、 |間で「平和と友愛が、誠実に真剣に維持され、尊重されなければならない」とする。こうした平和と友愛を実現す 永遠の法であることが規定され、三項は、 行為によって相互に引き起こされた不正、 帝国等族および住民たちは、 この平和と友愛および復旧を実現するために、IPOの最後の条文である第一七条がこの講和条約の 四~七項では、 まず一項で講和条約の批准について触れた後、二項で、講和条約は帝国基本法であ 戦争前に正当に享受し戦中に奪われた権利を回復することを規定し、 同条約に違反する者を帝国法に基づいて平和の侵害者として処罰すること、 あらゆる場所でまたあらゆる方法で敵意をもって引き起こされた全てのこ 講和条約の内容に相反する全ての法などを認めず、 暴力、 敵意、 損害と損失は、永遠の忘却によって完全に取り除 講和条約が優越す 同条二項 帝国 0

法として、暴力の使用を原則として禁止し、法による解決を望んだ。すなわち、過去に生じた争いは、 で消し去り、 したということができる。 このような条文から、 戦争によって奪われたあらゆる権利を「赦し」によって回復しようと試みている。 IPOは基本的には帝国の伝統的な考え方に立脚したキリスト教的な平和秩序の再 三十年戦争という長期の惨い戦争体験を前にして、 あらゆる憎しみなどを永遠の また、 紛争 忘却と赦しで 建を目指 の解決方 「忘却」

北大文学研究科紀要

ている。

今後武力を用いた紛争の解決は原則として放棄され、

友好的妥協ないしは裁判によって処理されること等が規定され

下この第四条は全五七項にわたって個々の帝国等族の復旧を規定している。 干の案件について以下で特別に言及する。ここで名前があげられていない者たちが復旧から除外されているとは 今後保持すべきである」と規定する。これにより一三五六年の金印勅書からおよそ三百年間維持されてきた選帝侯位 穏のために、 とを規定し、 例外なく…バイエルン大公マクシミリアンならびにその子ら…に留まることとする」とバイエルン大公の手に残るこ 侯がかつて有していた選帝侯の位は、 た一 してはならない」と同条の趣旨を説明した後、 0) れた権利等が復旧される基本原則が示された後、 に対する補償問題を扱い、 ∵数がはじめて変更されることになった。このことは、 . 宮中伯であるカール・ルートヴィヒとその相続人、 規定により 般的赦しの原則に従えば、 今後生ずる争いは、 プファルツの選帝侯位は、三十年戦争中の一六二三年にバイエルン大公に移されていた。 本条約の効力により、 復旧 五項でプファルツ家に新たに八番目の選帝侯位を与えた。 誰がどの程度復旧されるかということは容易に判断できるが、 と補償 の問題である。 友好的妥協と法によって解決することによって、平和と友愛の実現を目指したのである。 同条一項で「皇帝は、 この選帝侯位はプファルツに復旧されるべきと思われるが、三項で「プファルツ選帝 第八番目の選帝侯位を創設することで一致した。この第八番目の選帝侯位をライ それに付属する全てのレガリア、 先にあげたIPO第三条で、 二項以下でまず最初に取り上げた問題が、 第四条では個々の帝国等族の復旧が扱われている。 選帝侯と諸侯、 全てのルドルフ系の男子が、『金印勅書』 この選帝侯位をめぐる問題の大きさを如実に示してい 特に利害関係のある帝国等族の同意の下で、この 帝国の全ての構成員に対して戦争によって奪わ 同項は 帝国官職、 他方、 若干の者たちの求めに応じて、 「皇帝は帝国等族とともに、 特権、 補償問題は第一 権標および諸権利とともに プファルツ選帝侯位 0) 相続規定に基づい ○条でスウェ 第二条で規定され 同 条 項は 重要な若 問 先 以

大公家 規定している。 ストファーレン、ニーダーザクセン)の帝国等族が、五〇〇万帝国ターラーの補償金をスウェーデンに支払うことを 補償内容をこうして第一〇条で規定した後で、これに関係する他の帝国等族の補償問題が、ブランデンブルク選帝侯 帝国諸侯として皇帝に対して誠実宣誓を他の帝国等族と同じように行うことを規定している。 Ŧi. 和 、の補償 権利によって譲渡する」と述べ、二~七項で該当地域を挙げ、 議の効力によって、 七つの帝国クライス(クールライン、 項で帝国代表者会議への出席権を規定している。 (第一三条)、ヘッセン・カッセル(第一五条)と続く。さらに第一六条八項で、スウェーデン軍の撤退のため (第一一条・一四条)を始め、メクレンブルク大公家 一〇項で所属する帝国クライス(オーバーザクセン・ニーダーザクセン・ヴェストファーレンの三クライス)、 これらの条文で規定された主に北ドイツにおける領域の大規模な変更は、 スウェーデン女王…に、 オーバーザクセン、フランケン、シュヴァーベン、オーバーライン、 永久かつ直属の帝国レーエンとして以下のヘルシャフトを皇帝の十全 さらに一五項は、 (第一二条)、ブラウンシュヴァイク・リュー 九項で帝国議会における席次 スウェーデン女王および後継 一部を除いて基本的に一八 スウェーデンに対する (諸侯部会の世俗席第 の国王が今後、 ネブルク ヴェ

— 143 —

○三年まで維持されたのだった。

たので、 まな帝国議会において承認されたように、 五五五年のアウクスブルク宗教平和は、 の冒頭で それらの苦情に関して以下のように協約し調停する」と述べ、一項でまず「一 は宗派問題である。 「両宗派の選帝侯、 諸侯、 IPO第五条が五八項にわたって詳細に帝国における宗派体制を規定してい 帝国等族の間で存在していた苦情が、 皇帝、 五六六年アウクスブルク帝国議会およびその後の神聖ロ 両宗派の選帝侯、 等族の全会一致の同意によって決定された全ての この戦争の大部分の原因であり動 五五二年のパッサウ協約と一 帝国 る。 第五

ビュール、ビーベラハ、ラーフェンスブルク)の名前をあげて、基準年における宗派を維持すべきことを改めて述べ、 宗派同権、 は 41 細 その上で都市参事会員等の数を両派同数にすることを規定している。 0) 味で機械的に、 宗派の状態を基準とし、これ以降の宗派に関するあらゆる変更を認めない方針を示した。この基準年の設定に際して 六二四年一月一日の状態への回復が行われなければならない」と新たに基準年を設定し、 同 ならない。一方に対して公正であることは他方に対しても公正であり、 条項において有効とみなされ、 原則を補足している。 !条二項は「教会の事柄に関する復旧の基準日は、…一六二四年一月一日とする。…あらゆる事柄において、この一 間で永久に禁止される。」とあり、 かに現実的でかつ直面する重大事であったかを如実に示しているように思われ プロテスタントは戦争前の状態を、 弾力性を感じさせない。 基準年における宗派の確定を原則として、三項以下で個別の事例を詳細に規定することによって、これら 等族は 一一項で他の三つの両宗派併存都市について規定している。このような宗派に関する規定は具体的で詳 両者の中間点である一六二四年になった。この一項と二項で示されたアウクスブルク宗教平和の確認 帝国国制、 その個別規定の最初である三項は、 神聖で不可侵なものとして維持される。 帝国法およびこの条約に合致する限りにおいて、 将来の宗派争いを防ぐために可能な限りの目配りがなされており、 一五五五年の宗教平和が確認されるとともに、 カトリックは一六二九年の復旧勅令を主張したが、 四つの両宗派併存都市(アウクスブルク、ディンケルス 続く四項から一〇項で都市アウクスブルクにつ …あらゆる事柄について、 あらゆる侵害と暴力は、 完全にかつ相互に同権でなけ 両宗派の同権が規定され 一六二四年一 結局、 どこであれ、 両宗派の全ての選 交渉の結果ある意 月一日現在 両宗派

の第五条以外では、

第七条一項で「カトリック派とアウクスブルク信仰告白派の等族と領民に付与された全ての

n たが、条文ではアウクスブルク信仰告白派と改革派をプロテスタントと呼び、「プロテスタントが二つの宗派に分 利あるいは恩典が、 改革派と呼ばれている者にも認められなければならない」と規定し、改革派にも同権 が与えら

れている」と表記している。

4 8 て和解する」 て何らか 択権を事実上形骸化することになると考えることができる。 方が領邦君主の宗派選択権よりも上位にあることが分かる。 に一六二四年時点で明白である場合には、その信仰が認められることが規定されている。この結果、 5 族の支配下にあるアウクスブルク信仰告白派の住民が、一六二四年でそのことが明白である場合には、その信仰 り宗派選択権を有しており、 になるのだろうか。 邦君主の宗派選択権は原則としてそのまま承認されたことである。 る。 続く五一項以下において帝国代表者会議と帝国 れるべきことが、三二項では逆にアウクスブルク信仰告白派の帝国等族の支配下にあるカトリック派の住 こうした宗派問題においてまず注目すべき点は、一 この問題は、 の問題が生じた場合には、帝国議会あるいは他の帝国集会において、両宗派の等族の間で友好的 と規定しており、 この点を規定しているのが、 帝国と領邦に関わる部分であり、 その権利は妨げられてはならないことが規定された後、三一項でカトリック派 宗派の問題の解決は領邦ではなく帝国レベルで解決されることになっている。 第五条三○~三二項である。まず三○項で、帝国等族はこれまで通 [議会、 五五五年のアウクスブルク宗教平和の有効性が 後段でまた改めて論じることにしよう。 帝国最高法院と帝国宮内法院の宗派構成の問題が規定されて さらに同条五〇項は この基準年の原則を適用することは、 しかしこの宗派選択権と基準年の関係はどのよう 「…宗教平和もしくは本和議 帝国等族 基準年 再 確 な方法によっ 認され、 |民が| の宗派 の帝 0 に関し 原 |同様 が守 則

最後の四つめは帝国国制に関する問題である。まず皇帝に関係する規定について。IPOの各所では、

皇帝の命令

了すべきである。 担当諸侯およびクライス長官に、各地での復旧を速やかに行うことを皇帝が命じることを規定している。 当事者である皇帝とスウェーデン女王に執行を命じている。 0) 最高責任者と位置づけられていたことは明らかである。 長官および皇帝委任官が行う執行を妨害してはならないことを定め、 帝委任官は復旧する側とされる側双方から一名指名された者を皇帝委任官とすること、 0) 帝は勅令によって、 うな規定は見あたらない。 という形でさまざまな規定の実行が命じられており、その内容全般を見る限り、皇帝のこれまでの権利を制限するよ 復旧 履行以外で新しい権限が付与されることもなかったが、他方で権限を奪うような規定もないということができる。 |期に分けて支払うこと、この補償金を負担する七つの帝国クライスそれぞれにおける現金集積都市を指定してい :々の復旧を仲介する人物を皇帝委任官と位置づけることや皇帝が勅令で講和条約の履行を命じ、 にあたり皇帝委任官が必要な場合には、皇帝は速やかに皇帝委任官を派遣することを規定し、 新しい部分としては、 一項は その際には宗派同権に配慮することなどを定めている。 侯と長官に執行を命じる点からみて、 「講和文書が、全権委任者および全権大使によって署名されたならば直ちに、あらゆる敵対関係は終 そして一致された事柄の執行が、両当事者によって直ちに命ぜられなければならない」として、 IPOで定められた事柄を履行することを帝国全体に命じることを義務づけ、クライス公示事項 また、 IPOが署名後速やか実行されるための諸々の実務を皇帝に義務づけている点である。 皇帝に義務づけられている多くの事柄も従前からのものであり、 皇帝がこの講和条約の最高責任者、 IPOにおいて皇帝の権限に関する規定は少なく、 その具体的な内容を二項以降で定めている。 八項以下ではスウェーデン軍に対する補償金を 六項は、クライス公示事項担当諸侯、 指名がない場合には皇帝 すなわち平和と友愛の実現 特に大きな違 各クライスの公 四項は、 三項は、こ 二項は、 クライス が指 両

最高法院の裁判費用の改革、 帝国アハトの方法と手順、 が n 8 えられた権利ではない。 国等族に認められ 等族が皇帝と帝国に義務づけられている誓約は、あらゆる点で守られなければならない」と規定している。ここで帝 ただし、このような同盟が皇帝と帝国、 護と安全のために、 な 0) が ょ ている諸権利等をこの講和条約の効力により保証することを規定している。 られ 以下において列挙されている。 以降については 重要な案件は、 規定されるとともに、 ú 場合には同盟を結ぶことができると理解することができる。 国等族の権限についてはどのような規定があるだろうか。 ている点は注意しなけ 一の締結、 「の政治体制に 帝国議会において帝国等族の同意によって行われるが、 法の制定、 た同盟権は、 「公の福利と必要に応じて開催されるべきである」とする。 彼らの間で、さらに外国との間で同盟を結ぶ権利は、 しかもこの権利は皇帝と帝国に反してはならず、 よく知られている同盟権が規定される。 クライスの再編、 おい 帝国代表者会議の再編、 課税や軍隊の徴募等は、 ればならない。 ラントフリーデにおいて古くから認められていた権利であり、⁽³⁾ 原文の順番通りに列挙すると、 て争いが生じないように、 そして帝国ラントフリーデ、 帝国台帳の更新、 同条三項 は、 帝国議会において帝国等族の同意によらなければならないこと 帝国議会の部会の議長の職務および講和会議で解決できなかっ 帝国議会を講和条約批准後六ヶ月以内に開催すること、 選帝侯をはじめとする全ての帝国等族に従前から この問題に該当するのはIPO第八条である。 帝国税の修正と免除、 ローマ王の選挙の実施、 同二項の後半では「しかし特に、 同項の文章の流れからみると、 また特に本和議に反してはならず、 個々の等族に永久に自由であるべきである。 また皇帝に対する誓約を遵守することが定 しかしそれだけで帝国等族の安全が保たれ 続く二項では、 その最寄りの帝国議会で行うべきこと ポリツァイと司法の改革、 皇帝の永久選挙協約の作成 開戦の決定 六四八年に初めて与 前述したような帝 帝国等族自身の保 個々の帝国 講 和条約 同

る保護規定の一つと理解することができる。 国最高法院で鑑定され、 部会と等しい決定権を与えている。 これらについて審議し決定することを規定している。 次回の帝国議会に付議されることを規定している。戦争による債務に苦しむ帝国等族に対す 第八条の最後の五項は、 この第八条の最後にこのような規定があることに留意したい。 戦争中に発生した債務につい 四項は、帝国議会における都市部会に他の二つ ・ては、 帝国宮内法院と帝

内容の規定であることは重要である。 は と同様に jus Territorii et Superioritatis と改宗権を認める内容である。 ここにおける jus Territorii et Superioritatis び言葉はない。 ている第五条で規定されており、 第八条の同盟権とともによく知られている jus Territorii et Superioritatis については、 まさに領邦高権と言えるものであり、 第五条三〇項は、 帝国等族に従属している者たちに対する権利を定めた部分で、 帝国等族の国制上の権利を規定している第八条には、 宗派問題の中で出てきている言葉であること、また従前の権利を確認する これに類するような規定およ 宗派問題を詳細 帝国等族にこれまで

は、「アウクスブルク信仰告白派の等族に関する案件の場合にはアウクスブルク信仰告白派の者たちだけが、 部会が帝国議会の中で初めて正式に他の二つの部会と等しい決定権を認められた。 れたことになる。 国議会に与えられていることは注目すべきである。ここで列挙された内容は、これまで帝国議会が扱ってきたもので 最後に帝国諸機関について。 般と同様に特別な集会においても、 新しく付与されたものはない。 帝国議会が従前の通り、 帝国議会については、 しかし具体的に列挙されることは初めてであり、 帝国自由都市にその他の帝国等族と等しい決定権が帰属する」と規定し、 最高の国制機関と位置づけられたと言うことができる。 すでに述べたように、 第八条二項で開戦と講和 また宗派問題の中で第五条五 これにより帝国法的 さらに同条四項は の同意権等が帝 カトリッ に確 項

条項として知られている。 紛争の解決を忌避しようとするヴェストファーレン条約の基本姿勢を如実に示す部分と考えることができる。 トリック派有利な形で宗派問題の一方的な解決を防止するための方策であり、宗派問題の再燃を防止し、武力による 方式が採用されていたが、 的妥協によることが規定された。この五一・五二項は、 議会に移管されることとする」と述べ、 ものとしてみなされないようなその他の全ての案件において、 「宗派問題において、さらにまたカトリック派およびアウクスブルク信仰告白派の等族が二派に分かれ、 ク派に関わる案件の場合にはカトリック派の者たちだけが特別委員会に派遣される。 |両宗派同数が特別委員に指名される」と規定し、 徴税の問題に関する多数決については、 この審議方式がここにおいて正式に認められたと理解されている。この友好的妥協は すでに一六世紀前半の帝国議会から、 宗派問題および意見が宗派で分かれる問題については、 宗派に関する案件の処理方法を定めている。 この講和会議では決めることができなかったので、 いわゆる両会議分離 多数決ではなく友好的妥協によってのみ争い カトリック派会議と福音派会議に分かれて審議する (itio in partes) 両宗派に関係する案件の場合に 方式の審議を規定した さらに続く五 多数決ではなく友好 等族が一 次回の帝 . を 体の カ

は 皇帝委任官が武力を用いることを認めている。 行を妨害してはならないことを規定し、 人の復旧を促進し、 皇帝の命令により の基本的な単位として位置づけられている。 |国クライスについては、すでに触れたように、第一六条の二項でクライス公示事項担当諸侯およびクライス長官 完了させること」 「復旧されるべき者の要求に関して、 を義務づけられた。これに関連してさらに同条六項は、 妨害する者に対しては、 さらに同条八項以下でクライスは、 帝国執行令およびここで協定された事柄に基づい クライス公示事項担当諸侯、 スウェーデンに対する補償金の支 二項に基づく復旧 クライス長官

4.大文学研究科紀

での帝国国制を再確認する内容ということができる。 新しい国制機関を作り出してはいない。 者の宗派同権について規定されている。 されてい また帝国の二つの最高裁判所である帝国最高法院と帝国宮内法院についても、 この他にIPOに出てくる帝国諸機関としては、 このようにIPOは、 また、 それぞれの内部組織についても特別な言及はなく、 以前から存在していた国制機関のみに言及しており、 帝国代表者会議がある。 宗派問題を扱った第五条の中で規定 宗派の問題においてその出席 基本的にはこれ

下は、 条は一 た。 盟諸邦が、完全な自由と帝国からの免除を有していること、また帝国の法廷と裁判所に決して服さないことを宣言し 立ち直るために、 はスイスの事柄を規定するだけで、他の内容を含んでいない。また、第九条は商業の復興について規定している。 以上の四点からIPOの内容を概観したが、この他には第六条が「スイス条項」と呼ばれている条文で「…皇帝陸 それ故、 二項からなり、 帝国等族に意見と助言をもためた後、 同じ事柄をこの講和条約に書き加え…」と規定し、 商業の復興が急務であるという認識をうかがい知ることができる部分である。 項は不当な関税や通行税を撤廃すること、 前年の五月一四日の特別勅令によって、 二項は通商の自由を保障してい スイスの帝国からの離脱を認めた。 都市バーゼルとその他の誓約同 る。 戦争の被害から なおこの第六条 司

三 ヴェストファーレン条約の受容

年以降実際にどのように受容されたのかを確認しておきたいと思う。すでに述べたように、IPO第一七条二項にお I P O の内容をごく大まかにみてきたが、 IPOのドイツ史における歴史的意義を考える前に、 IPOが一六四八

ント四世の国王選挙がこれに該当する。 条三項で規定された批准後六ヶ月以内に開催すべき帝国議会およびこの時点ですでに話題に上っていたフェ 正式に帝国議会を開催して帝国法として承認することを必要としたのである。 次の帝国議会および皇帝の選挙協約において講和条約を帝国基本法として承認することを規定しており、 ヴェストファーレン講和会議は、 帝国議会ではなくあくまでも講和会議であ ルディ

他方、 の代表者たちは、 Ι 書を作成し、翌四九年二月一八日に批准書の交換を行っており、上述の一項にあった八週間以内は果たされなかった。 相互に正しく交換される」と規定し、皇帝とスウェーデン女王以外に、 することを約束する。すなわち、正式な批准書が、署名の日から起算して八週間以内にオスナブリュックに提出され、 のそれぞれによって、ここにおいて互いに同意した形式によって批准されること、そして以下のことを誤りなく履行 権代理人は、 ることができる。 後直ちに、 PO最後の条文である第一七条一二項において、帝国等族の代表者として一八名の使節の名前が列挙され、「…等族 まず批准について。 皇帝は一六四八年一一月七日付で批准書を作成し、一方、スウェーデン女王は一六四八年一一月一八日付で批准 帝国等族の批准は、スウェーデン女王に対する批准書が四四通、 両当事者の署名によって講和条約としては効力が発生すると考えられるが、 あらゆる敵対行為を中止する」と規定していることから、IPOは署名によって効力を発生すると理 締結された講和条約が、皇帝ならびにスウェーデン女王、神聖ローマ帝国の選帝侯、 彼らの主の批准書を、 批准については、第一七条一項が「皇帝ならびにスウェーデン女王、帝国等族の全権大使および全 IPO第一六条一項が 合意された形式で取り決められた期日に相互に交換することを約束した」 「講和文書が、全権委任者および全権大使によって署名され調印された 皇帝に対する批准書が三三通作成されている。 帝国等族も批准を行うこととされた。 最終的には両当事者および帝国等 諸侯ならびに等族

— 151 —

年三月二日にクライス公示事項担当諸侯宛の執行命令を発布した。このように条文に従って手続きがなされる一方で、 かし補償金の支払いをめぐる問題によって、 心による批准によって、 一七条二項の規定に従って、 講和条約が最終的に確認され、 まず批准書と同じ日付の一六四八年一一月七日に執行勅令を発布し、 講和条約の実質的な発効にはまだ時間を要したのである。 実質的な効力を持つと考えることができる。 また皇帝は、 翌一六四九 Ι

会議が開催された。このニュルンベルク執行会議には多くの帝国等族も出席して協議が行われ、 よる会議が開催された。 までの軍の撤 ○○万をその翌年末に…支払うこととする」と規定している。さらに第一六条の最終項である二○項で「所定の期 りの二〇〇万帝国 領地の明け渡しが同時に行われなければならず、いかなる理由によっても延期されてはならない」。さらに同項は「残 0) 五. ば 時期について同条九項が 一○○万帝国ターラーの補償金を三期(一八○万、一二○万、二○○万)に分けて支払うことになっている。 ならなかった。 「内に駐留してい この補償金は、 他には何ら具体的な成果にいたらなかったため、 これに基づいて一六四八年一一月末から翌一六四九年一月にかけて、プラハで皇帝とスウェーデンの両代表に 退および土地の復旧につい この補償金はすでに述べたように、七つの帝国クライスが支払うことが同八項で規定されており、 第一六条八項で「スウェーデン軍の撤退のために…」と規定されており、 ターラーのうち、 た約一〇万のスウェーデン軍の撤退のために、まずこの補償金がスウェーデン側に支払わ しかしこのプラハ会議は、ベ 「…批准書の交換が行われたならば直ちに一八○万ターラーの支払いと軍の撤退および占 まず一○○万を撤退 て 軍の総司令官の間で合意された秩序と方法で行われることとする」 ーメンからのスウェーデン軍の撤退について合意に達したのみ 六四九年五月から一六五〇年一一月にニュル !が確かに行われた時点から起算した翌年末までに、 一六四八年時点でドイツ その結果一六五〇年 ンベルクで執行 残りの れなけれ 支払い Ĥ

六月二六日付で皇帝とスウェーデンの間の合意文書、全六九条からなる「平和執行主要協定」の署名が行われた。 ⁽³⁾ 発効するということができる。 れにより補償金の支払いとスウェ 五〇〇万帝国ターラーの補償金は、 ーデン軍撤退に関する合意が達成され、 実際には最終的に一六五四年五月までに、 講和条約はここにおいてようやく実質的

○万帝国ターラーが支払われ れている。

方、

IPO第八条三項で規定されていた批准日以降六ヶ月以内に帝国議会を開催することは、

結局かなり遅れ

に

として承認することが規定されている。この永久選挙協約草案は最終的には実現しなかったが、 づいて、IPOとIPMが、その批准書および平和執行主要協定も含めて、帝国の基本法として承認されている。 ⁽³⁾ ファー 月八日にその草案が作成されたが、その第二条においてヴェストファーレン条約が平和執行主要協定とともに帝 八年のレオポルト一世、一六九〇年のヨーゼフ一世においてもヴェストファー 中で、ヴェストファーレン条約を帝国法として承認することに触れている。これ以降の皇帝の選挙協約では、 項で規定されたもう一つの皇帝の選挙協約については、 批准日から四年半ほど経った一六五三年六月一六日にレーゲンスブルクに帝国議会が招集された。 ファー :の皇帝の選挙協約において参照され続け、 まとめられた帝国最終決定(「最後の帝国最終決定」)の第四条から六条において、 IPO第八条三項で挙げられた帝国議会へ申し送られた未決事項の中にあった永久選挙協約は、 ン条約が帝国法として有効であることが述べられており、 レン条約は帝国法として承認され続けた。さらに一八〇三年二月の帝国代表者主要決議においてもヴェ 最後の皇帝フランツ二世の選挙協約 一六五三年五月三一日のフェルディナント四世の選挙協約の 帝国の終焉にいたるまで、ヴェストファーレ レン条約を帝国法として承認してい (一七九二年) IPO第一七条二項の規定に にいたるまでヴ しかし一七一一年以 翌 ㅡ 一七一一年七 六五四年五月 一六五 スト 日

 \mathcal{F} 降

約は帝国内部では繰り返し帝国法として確認され続けたことが分かる。

いことを再三確認している。 されていた。 て言及されている。 メーヘンの講和条約から一八〇一年のリュネヴィルの和約にいたるまで、 他方、 一六四八年以降の多くの講和条約においてもヴェストファーレ この審議の過程で帝国等族は、 こうした講和条約は、 それぞれ帝国議会で審議され、 講和条約がヴェストファーレン条約の規定や他の帝国基本法に抵触しな ン条約が言及されている。 皇帝によって帝国決定として批准され ヴェストファーレン条約が平和 一六七九年の の基礎とし ナイ

パ が の平和の基礎を示す文書として位置づけられていたと言うことができる。 確認され続け、 ヴェストファーレン条約は、一六四八年から帝国の滅亡にいたるまで、 帝国国制の不可欠な構成要素であった。それとともに対外的には、 帝国内においては帝国基本法として有効性 多くの講和条約の中で、 3 | ・ロッ

四 ヴェストファーレン条約の歴史的意義

0) に則して、一六四八年以降の状況を視野に入れながら、以下の三点において整理してみたいと思う。 形成について、 以下において、 ヴェストファーレン条約の歴史的意義について考えるにあたり、 帝国国制についてそして宗派体制についてである。 先に略述したIPOの条文の内容 すなわち、

ヴェストファーレン条約の評価は難しいと言わざるを得ない。なぜなら、 平 和の形成について。 IPO第一条で謳っている「キリスト教的な普遍的かつ永遠の平和」 よく知られているように、 一六四八年以降

は 戦争のように、 デン・ブランデンブル り、帝国議会において帝国戦争の宣言を行い、多くの戦争に直接的に関与した。また一六七四年から七八年のスウェ が立て続けに起きている。こうしたヨーロッパ規模で生じた多くの戦争に、 意味しているかのようである。 北欧においても一七世紀後半は多くの戦争が起きており、 七〇二年から一三年のスペイン継承戦争など、多くの戦争が引き起こされたことは周知の通りである。 る拡張政策により、 0) ン条約によって新たに領土を得た両国が、 も大きな戦争が続いているからである。 八世紀 ヴ エストファー 0) 帝国の内部が戦場となる戦争も多く生じている。このようにヴェストファーレン条約の当事者間 初め頃 一六七二年から七八年のオランダ戦争、一六八八年から九七年のプファルツ継承戦争、 ク戦争を始め、 までは極端に軍事的な行動が目立ち、 レン条約後十一年経過した一六五九年のピレネー条約で終結し、その後は スウェーデンとデンマーク、スウェーデンとポーランド、 一七四〇年から四八年のオーストリア継承戦争や一七五六年から六三年の 少なくともヴェストファーレン条約の当事者であるフランスとスウェーデン 軍事的傾向を強くしたと言うことができる。 一六四八年はこの地域にあっては、 両国が関係する戦争が多発している。 皇帝および帝国も不可分に結びつい 例えば、 ポーランドとロ 戦争の時代の始まりを フランスとスペイン ル 一方、 ストファーレ シアの戦争 さらに 世によ 7

ろう。 らIPOの規定が実際に各地でどのように扱われたのか、さらにまた帝国レベルでどのように扱われたのかについて 方 一六四八年以降、 宗派紛争を防 L止しようとするIPOの規定は、 周知のように、 帝国にあっては宗派問題による大規模な紛争は生じなかった。 結果的 には確 かに成果を収めたと評 価することができるであ しかしかなが

えることとは難しい。

多くの戦争が生じており、

平和と友愛がこのヴェストファーレン条約によって少なくとも当事者の間で実現したと考

は 他の多くの研究成果の上に、 改めて検討することが必要であろう。

る争い 解決方法とは大きく異なっている。 強化を見ることは可能であろう。 帝 められたとする伝統的な理解とは逆に、ブルクハルトはヴェストファーレン条約によって領邦から帝国に権限が移り、 に 改宗権は意味を失ったと理解している。 解を示しているのが、 :国権力が強化されたと評価する。IPOは宗派に関して詳細に規定し、 ·なるとブルクハルトは理解している。このことはブルクハルトによれば、 次に帝国国 宗派の争いは帝国法に照らして平和的に解決されることが要請されている点は、 はヴェ 確か 宗派をめぐる問題は帝国法に基づいて、 [制につい ストファー に改宗権は従前通りに領邦君主に認められたが、 J・ブルクハルトである。 ては、 レン条約以降はもはや領邦レベルで処理することができず、 まず帝国と領邦の関係という部分から検討してみたいと思う。 IPOによって宗派に関しては、 また、 IPOが詳細に宗派に関する規定を行っていることから、 ブルクハルトは、 帝国議会や帝国の裁判所によって解決される点に、 しかし基準年に優先権が与えられたために、 宗派の規定にあった基準年と領邦君主の改宗権に 領邦は共通の帝国法の下で秩序づけら その上IPOが帝国法として承認されるこ 帝国権力の強化であり、 一五五五年の宗教平和 帝国法によって処理されること この部分で注目すべき見 主権が領邦に認 帝国: 宗派をめぐ ń 事実上、 たの における 権力の

おける帝国等族の同意権に触れている点は重要である。 まさに帝国の管区として大変に重要な存在であったことが示されている。 制機関に関しては、 これ まで以上に帝 国の 帝国議会、 最高の意志決定機関と位置づけられ、 帝国クライス、二つの帝国裁判所が重要な位置を占めていることが分かる。 帝国クライスは、 開戦および講和条約の締結につい 復旧および補償金の執行の単位となっ 特に一六世紀以来、 帝国援助の提供単 ても帝

ŋ

位として、各クライスはすでに独自の台帳を作成しており、 紀以来の体制 内の紛争の平和的解決にとって重要な役割を果たすことが期待されていた。 [最高法院と帝国宮内法院は、 がIPOによって再確認されたと言うことができる。 いずれも帝国の最高裁判所として位置づけられており、 補償金の提供単位としては申し分がないと思われる。 国制機関に関しては、 宗派問題をはじめとする帝 基本的には一六世 帝

territoriale' 権が認められたとする伝統的な理解を扱うことにしよう。 次に帝国等族の権利について。ここではまずヴェストファーレン条約を帝国の死亡診断書と理解し、 jus territorii et superioritatis である。 この伝統的な理解の根拠となっているのは、 帝国等族に主 同盟権と jus

盟権から対外的主権を類推することは難しいと言わざるを得ない。 セン王位、 Ι の外交の担い手とみなされる傾向にあった。 等族は一致してこれに反対した。この留保条項もまた伝統的な部分であり、 41 での規定は、 が POで認められた同盟権ではなく、 POで企図したと言うことができよう。 1232 :初めてではなく、古くは一二世紀のラントフリーデにさかのぼることができる伝統的な権利であった。 同盟権についてはIPO第八条が規定しているが、帝国等族が外国勢力を含めて同盟権を持つことは、 講和会議の中で、フランスが同盟権の留保条項 ザクセン選帝侯のポーランド王位、 一六三五年のプラハ和約でこの権利が一時的に中断されていた状態を元の状態に戻すことを意味 新たに取得した帝国の外の王位に言及した。 実際、 六四八年以降のヨーロッパ ハノーファー 帝国等族がヨーロッパレベルで行動する場合、 (帝国と皇帝に反しない)の撤廃を主張したのに対して、 選帝侯のイングランド王位がまさにこれに該当する。 レベルでの外交にお 帝国等族は従前通りの同盟権の再確認 ブランデンブルク選帝侯 いては、 その行動 皇帝 の こ の I こ の I 0) 2 P O PO 帝国 帝 同

時代においては臣民に対するオープリヒカイトを意味しており、そのため皇帝に対する帝国等族の権利を規定した八 (%) 問題を扱う部分に表れる。この部分の同時代のドイツ語の翻訳では、Landts vund hohe Obrigkeit、Gerechtigkeit der et superioritatis はこの帝国等族の従前の権利を規定する第八条ではなく、第五条三○項の領邦や都市における宗派 hohe LandtsObrigkeit と訳され、フランス語の翻訳では droit de leur territoire と訳されている。一方、jus territorii М 該当する言葉はない。 四七条の条文中に jus territorii et superioritatis が出てこないこともあり、 等族の間で合意が形成されたという簡略化した文言で、 たと考えることができる。 条ではこの言葉が用いられず、 Landt=vnd Oberbottmässigkeit と訳されている。フランス語の翻訳では該当部分の訳語がない。superioritas は、 る権利の総称であり、領邦高権と理解することができる。同時代のIPOのドイツ語の翻訳でこの jus territoriale は の自由な行使…」と規定している。 葉である。まず jus territoriale が出てくる第八条は、 の条文が該当する。 一項では jus territoriale はIPO第八条一項に、jus territorii et superioritatis はIPO第五条三○項に出てくる言 この部分の同時代のドイツ語の翻訳は、 「…選帝侯、 一方、 IPM第七四条はエルザスをフランスに割譲する部分であるが、 また同項の内容はIPM第四七条において、IPOにおいて宗派問題について皇帝と帝 諸侯、 他に superioritas が使われている条文としては、フランスに帝国の領土を割譲するIP 臣民に対する領邦君主の宗派問題上の権利を規定した第五条ではこの言葉が用 この jus territoriale は、 等族の旧くからの権利、 Superioritet' höchste Obrig=vnd Herrligkeit であり、フランス すでに述べたように、帝国等族の従前の権利を確認する箇所で IPO第五条の内容全般が確認されてい 特権、 この当時の観念によれば、 自由、 特許、 同四七条のフランス語の翻訳に 聖俗の事柄における jus territoriale その中で superioritas が使 領邦君主が伝統的に持ってい るが、 この おいても られ

Р ドイツ語の翻訳はSuperioritetであり、フランス語の翻訳はSouveraineteである。IPM第七四条および七八条の は する内容と理解することができる。同時代の翻訳においても、superioritas という同じ言葉をIPO第五条三〇項とI で有していた権利等を放棄してフランスに割譲することを規定している部分でも superioritas が使われ . 同時代における理解の相違を示しているように思われる。 M第七四・七八条とでは異なっている。 の翻訳は、 は souveraine である。さらにIPM第七八条は、ハプスブルク家(オーストリア家) エルザス等の地域を帝国からフランスに割譲することを規定した部分であり、まさに「主権」に相当 単純に言葉の相違からのみ考えることは危険ではあるが、しかしこの相違 がエルザス等の地域 この 部 分

当する権利と理解することはできないように思われる。 ことができるだろう。 宗派問題の最終処理の権限が帝国国制に委譲されたと理解するならば、 本的に従前の権利が確認されたにとどまり、 IPO第八条は、 IPO第五条三〇項は、 帝国等族の伝統的な権利を確認した部分であり、これを「主権」と理解することはできない。 帝国の枠組みの中における領邦君主の領邦内に対する権利であり、 「主権」 が認められたと理解することはできない。 IPOにおける帝国等族の権利についてまとめるならば、 帝国等族の権利が逆に一部制限されたという すでに述べたように、 これも「主権」に相 ま

こうしたIPOについ ようとする動きを背景にしていると思われるが、しかしまた一六五八年に皇帝に即位したレオポルト一世の下での皇 皇帝権に発展の可能性を残したとする評価がある。このような評価は、 皇帝権については、 IPOは規定上明確に皇帝に新しい権限を付与することも、また制限することも行ってい て、 皇帝権に何も直接触れなかったことは、 皇帝側の外交上の成果であり、一七世紀 確かに講和会議でみられた皇帝権を制限 後半以降

0) に寄与したと言えなくはないが、 擁護者として位置づけられる可能性を与えたのである。 ウェーデン女王および皇帝に条約の擁護を義務づけたのである。この部分がい してもまた宗派の相違なく擁護する義務を負う」と規定し、ヴェストファーレン条約の締結者であるフランス王、 た講和は、 護の義務にフランス王が違反していると映り、フランスへの敵愾心を生み出すことになった。五項は 昇政策を推し進めた。その上、ルイ一四世が引き起こした多くの戦争は、 争に対する戦費およびルイ一四世のレウニオン政策に対する処置など継続的に審議しなければならない問題 因 巧みな皇帝政策で皇帝権の復興を果たすことに成功するが、 同意に結びつけられたが、このことが皇帝の行動の範囲を狭めることを必ずしも意味していない。ここで列挙され たIPO第八条 ば 政策をあげることができる。 !権の復興を視野に入れた評価と言うことができよう。 ヴェストファー POで規定された皇帝の永久選挙協約の問題を始め、 一七世紀後半にあっては、 いかなる点においてもその効力が維持され、この和議の締結者全員が、この講和の全ての規定を、 帝国議会では皇帝の伝統的な地位がまさに目に見える形で認められており、また皇帝は巧みな身分上 二項において、 レン条約自体は、 帝国議会は一六六三年以降、 開戦、 しかしこのことはヴェストファーレン条約以降の状勢の変化がもたらした可能性で フランスはまさにこの義務を果たさず、逆に皇帝がヴェストファーレン条約の 講和条約締結、 伝統的な皇帝の地位を維持する色彩が濃厚な講和条約と言うことができる。 レオポルト一世は、強大なハプスブルク家の財力を背景に、 この意味において、 同盟締結、 予期しない形で永続化することになるが、 その背景には帝国議会の永続化とル 帝国議会に解決が持ち越されていた問題 法の制定および課税 IPO第一七条五項が規定している条約擁 ヴェストファーレン条約が わゆる保証国の規定と言われている部 ・ 徴募等の決定が、 イー 几 「取り決められ 永続化した原 世のレウニオ 対 帝国議会 1 誰に対 ス

項におい な権威を可視的に表現できる場でもあり、 て列挙されたことにより、 すでに以前から帝国議会で行われていたことであり、 帝国等族の同 皇帝にとって、 意権が帝国法上明確になったことは間違い 特に新しい案件は見あたらない。 ζĮ わば帝国議会対策というものが、 ない。 もちろん初めて同 帝 内政に 玉 議会は皇帝 おいても

外交においてもこれまで以上に重要性を増したのである。

には、 迎えることになるのだった。 が が、 ず不首尾に終わった。 侯はこれを受け入れるわけにはいかなかった。 王 の永久選挙協約は一七一一年に草案が作成されたが、 あるものの、 ており、 |選挙の度に選挙協約について国王と独占的に協議する選帝侯の伝統的な優位性を根本から脅かすものであり、 帝国国 ζį ずれも よく知られているように、 この 制レベル ヴェ 問題 多くは結局未解決のままであった。 七世紀後半のフランスやトルコとの戦争に多くの時間を割か ストファー の中で特に大きな争点となったのは、 の問題としては最後に、 この他、 V ン講和会議でもしばしば取り上げられてい 最寄りの帝国議会に移管された諸問題について、 皇帝および選帝侯に対する帝国等族の権利主張がある。 IPO第八条三項で最寄りの帝国議会に移管した未解決な問題に触れ 選帝侯が持つ国制における優越的な地位を他の諸侯は常に攻撃対象と 伝統的な帝国の体制を変革することなく、 最終的な承認にいたらず実現しなかった。 皇帝の永久選挙協約の問題である。 る。 ħ しか いくつ 詳細は別稿に譲らなくてはならない し半世紀にも及ぶ交渉にも か具体的な成果に達したもの 永久選挙協約の作成は、 すでに述べたように、 永久選挙協約の問 八世紀以降 の時 か わら 選帝 7 玉 題 お

て。

紛争を未然に防ぐために、 帝侯位を一つ増やすという方法が採られたことは注目すべきである。このような宗派の争いの危険を可能な限り摘み ル 点は近世ドイツ社会の一つの重要な特色である。 シンドリングが指摘するように、ここから帝国の「司法化」(Juridifizierung)の傾向を読み取ることができる。 あろう。 規模なものにならないように配慮されていると考えられる。 ツの選帝侯位の問題であり、この解決のために、 帝国の平和にとって重要であり、この時代の帝国の存続にとって重要な前提条件でもあった。 宗派をめぐる問題は友好的妥協ないしは法によって解決されることが繰り返し規定されており、 過去の紛争を忘却しそして赦し、これからの紛争を友好的妥協と法によって解決すること 宗派問題で一六四八年当時最も切迫していた問題の一つが、プファ 金印勅書以来およそ三〇〇年にわたって七つに固定されてい 宗派体制という点では、 基準年と宗派同権が特に重要で あらゆる この A

おわりに

を望んだのである。

と平和の確立を柱とするIPOは、 ンへの賠償とそれに関連するドイツ国内の領域の変更が規定された。 |議会をはじめとする国制機関の再編あるいは整備に関わる規定もこの流れの中に位置づけるべきである。この賠償 を今後防止するために詳細な規定がなされ、 Í ストファー 'n ン条約は、 基本的にはまず、 基本的に、 伝統的な帝国の体制を再確認する内容である。つまるところヴェスト 戦争の苦しみの中で二度と同じ過ちを犯さないように心を砕い 三十年戦争の講和条約であり、 また、三十年戦争のきっかけとなった宗派 戦勝国であるフランスとスウェ た。 帝

る。 他の争いと結びつき、 および法的に解決する道を用意することにより、 が ということができる。 ン条約は、 また、 次の帝国議会に移管されており、 IPOは基準年と宗派同権の原則によって、多宗派が併存する社会をもたらし、 宗派問題におけるいくつかの解決策を除けば、 大きな爆発力を持つ傾向にあったが、この争いの温床を取り除くことに一歩踏み出したのであ また、 講和会議で試みられた皇帝および選帝侯の権利の制限などの国制改革は ヴェストファーレン条約はいわば妥協的性格を有していると考えること 宗派問題の脱政治化への決定的な端緒となった。 帝国国制に関しては伝統的な内容を再確認するも 宗派問題 宗派問題を世俗的

ナチズムにつながるドイツ特有の道から解放される可能性を秘めている。しかしこうした考え方は、 史 0) 邦 イツの連 レン条約によって帝国という枠組みが強化されたことで、ドイツ人のアイデンティティが生まれ、 ン条約の意義を高く評価し、 他方、近世の帝国を積極的に評価する近年の研究動向にあっても、従来とは逆の方向ではあるが、ヴェストファーレ 書」として中世後期以降の帝国の衰退を決定づける出来事として、ドイツ史における一つの区切りとみなされてきた。 への流 政 の 治 両 六四八年のヴェストファーレン条約は、 体 .者の密接な関係からなる政治体制がヴェストファーレン条約によって作り出され、それが今日にいたるドイツ れを一九~二〇世紀の国民国家を基軸に考えるのではなく、それ以前の連邦的体制に基軸を求めることになり、 邦制 制 あるいはまた現在進行しつつあるEUとの関連の中で理解しようとしている。こうした視点は、 的なあり方の原型を見ている。 ドイツ史における一つの区切りとしている。 伝統的な歴史観においては、すでに述べてきたように、「帝国の死亡診断 またJ・ブルクハルトは、 「二重国家性」という言葉を用 例えばG・シュミットは、 現在につなが ドイツにおいて ヴェ (J ストファー 帝国 ドイツ

の中心機関と認められた帝国議会がその際重要な鍵を握ることになると思われる。この一七世紀後半以降の帝国政治 まずIPOによって帝国議会に移管された「未解決な問題」の処理が焦眉の問題であり、IPOにおいても帝国国制 連邦制ではなく、近代的主権とは異なる次元で構成される連邦制的な体制である。一六四八年以降の帝国政治の中で、 構成されていた。こうした政治的体制を連邦制的な体制と呼ぶとしても、それは近代的な主権概念の下で整理される として皇帝および帝国諸機関の下で、身分制的に秩序づけられ、軍事的、経済的、政治的にも不均質な帝国等族から 多くの改革は先送りされることにより、基本的には一五五五年体制を維持する内容と言うことができる。帝国は と宗教平和を規定する文書である。この中に帝国の政治体制を新たに規定する条文は存在せず、帝国の根幹に関 もさまざまな観点から批判されていることについては、すでにわが国でも渋谷聡氏によって紹介されている。(ヨ) しかし本稿で確認したように、 IPOの内容は伝統的な帝国の体制の再確認の域を超えておらず、基本的には賠償 依然 わる

#

1 明石欽司『ウェストファリア条約 ──その実像と神話 ──』慶応大学出版会、二○○九年。

IPOが実際にどのように受容されたのかを改めて検討する必要がある。

- に出版され、原題は The Myth of 1648: Class, Geopolitics and the Making International Relations であり、二〇〇七年にはドイ ^語訳も出版されている。 ベンノ・テシィケ著、 君塚直隆訳 『近代国家体系の形成 ――ウェストファリアの神話』桜井書店、二〇〇八年。本書は二〇〇三年
- 3 A. Buschmann, Die Bedeutung des Westfälischen Friedens für die Reichsverfassung nach 1648, in: M. Schröder (Hg.), 350 伊藤宏二『ヴェストファーレン条約と神聖ローマ帝国 ──ドイツ帝国諸侯としてのスウェーデン ──』九州大学出版会、二○○五年

Jahre Westfälischer Frieden, 1999 参照

- 01.1999 [Katalog zur 26. Europaratsausstellung], S.225 スペインを表している。K. Bußmann/H. Schilling (Hg.), 1648: Krieg und Frieden in Europa, Münster/Osnabrück 24.10.1998-17 pax optima rerum(平和は全ての中で最高なもの)と記されている。この馬車を引く四頭の馬は、フランス・スウェーデン・皇帝・ 条約締結後にアウクスブルクにおいて作らせたものであり、中央に描かれている馬車に乗る人物は平和を象徴しており、 例えば「アウクスブルクの平和の車」と呼ばれる有名な版画がある。これは一六四八年に皇帝の主席顧問官がヴェストファーレン そこには
- 九〜七二頁には既刊のAPWの一覧がある。 Gedenkjahr 1998, (in): I. Schmidt-Voges, S. Westphal, V. Arnke u. T. Bartke (Hg.), Pax perpetua, München 2010 参照。 この Acta Pacis Westphalicae の現在の刊行状況等については、M. Lanzinner, Die "Acta Pacis Westphalicae" (APW) seit dem
- 7 Europaratsausstellung. K. Bußmann/H. Schilling (Hg.), 1648: Krieg und Frieden in Europa, Münster/Osnabrück 24.10.1998-17.01.1999 [Katalog zu

8

- ヴェストファーレン条約とヨーロッパ諸勢力、三章:ヴェストファーレン条約と帝国、 五章:文化的環境と受容の歴史)で、計三九本の論文が収められている。 代表的なものとしては、H. Duchhardt (Hg.), Der Westfälische Friede. Diplomatie—politische Zäsur—kulturelles Umfelc -Rezeptionsgeschichte, München 1998 がある。同書は、 五章構成(一章:同時代の出来事してのヴェストファーレン条約、 、四章:戦争と平和―一七世紀の軍制について、
- 9 Westphal, V. Arnke u. T. Bartke (Hg.), Pax perpetua, München 2010, S. 26 H. Duchhardt, Der Westfälische Friede —neue Ansätze der Forschung im kritischen Rückblick, (in): I. Schmidt-Voges, S
- $\widehat{10}$ F. Dickmann, Der Westfälische Frieden, Münster 1959
- で言及する条文および項目番号はいずれもこのAPWに基づく。 IPOとIPMいずれも史料としては、Acta Pacis Westphalicae, Serie III Abt. B, Bd. 1, Münster 1998 を利用する。
- 12 般的復旧(二項)、第四条:帝国等族の個別的復旧(五七項)、第五条:帝国における宗派体制(五八項)、第六条:都市バーゼルとス IPOの全体の構成は、 次の通りである。前文、 第一条:平和と友愛の回復、 第二条:損害と敵対行為の忘却と赦し、

- する義務の履行 大司教領からブランデンブルク選帝侯への補償(三項)、第一五条:ヘッセン―カッセルへの補償(一五項)、第一六条:本条約に関 ブルク大公家への補償 イス諸邦の帝国からの離脱、 第一○条:スウェーデンに対する補償(一六項)、第一一条:ブランデンブルク選帝侯への補償(一四項)、第一二条:メクレン (二○項)、第一七条:講和条約の法的効力(一二項)。 (四項)、第一三条:ブラウンシュヴァイク―リューネブルク家への補償(一四項)、第一四条:マグデブルク 第七条:改革派の権利の保障 (二項)、第八条:帝国の政治体制の復興 (五項)、第九条:商業の復興 (二
- 13 争と平和の中近世史』、二〇〇一年、青木書店参照。このフィッシュ論文によれば、amnestia には忘却・赦免・破棄の意味合いが含ま 史および語義については、ヨルク・フィッシュ、佐久間弘展・高津秀之訳「中・近世の戦争責任とアムネスティ」、歴史学研究会編 る。歴史学研究会編『世界史史料五ヨーロッパ世界の成立と膨張』岩波書店、二〇〇七年、三二〇頁。この amnestia という言葉の歴 の内容に則して「赦し」という訳語を用いた。なおIPOの amnestia の訳語としては他に「忘却」という訳語を用いているものもあ ・る。しかしIPOでは、oblivio(忘却)とともに用いられており、本稿では前述のように「赦し」という訳語をあてた。 amnestia は、 .ていたが、次第に忘却という意味が主流となり、一八世紀中頃以降は、赦免や破棄の意味においては用いられなくなったとされて IPO全体で一四回使われている。 amnestia は、現在では「恩赦」と訳されるのが一般的であるが、 本稿ではIPO
- schen Reichsverfassung, Bd. 2, (Neudruckn 1913), Nr. 210, 505ff 五年にようやく両家の調停により、交互に勤めることで決着を見ている。 金印勅書第五条で規定しているフランク法地域における帝国代理職については、この後両家で争いになり、およそは百年後の一七四 ては特に規定していない。また、三項において従来のプファルツ選帝侯の権利等はバイエルン選帝侯が享受する旨が規定されたが、 金印勅書は、 俗人選帝侯の相続規定を明確化することにより、選帝侯位の分割を防止しようとしているが、選帝侯位の増減につい K. Zeumer, Quellensammlung zur Geschichte der deut
- 15 この他に一二項で不上訴特権、 一三項で大学の設置の許可が与えられている。
- 勅書の第 Böckenförde, Der westfälische Frieden und das Bündnisrecht der Reichsstände, in: Der Staat 8 (1969). また、一三五六年の金印 同盟権が一二世紀以来のドイツにおける伝統的な権利であることについては、すでにベッケンフェルデの有名な論文がある。 一五条、 一四九五年の平和と法の司掌の第七条においても認められている。
- 17 両会議分離 (itio in partes) とつことは、M. Heckel, Itio in partes: Zur Religionsverfassung des Heiligen Römischen Reiches

Deutscher Nation, (in) ZRG, Kan. Abt. 95 (1978) 参照

- 18 スイス条項については、柳澤伸一「ウェストファリア条約のスイス条項」『西南女学院短期大学研究紀要』四八号(二〇〇一)参照
- 19 APW, III-B, Bd. 1/1, S. 182-189
- 20 J. J. Schmauss, Corpus Juris Publici, Leibzig 1794, Nachdruck Hildesheim 1973, S. 849-852
- 21 J. J. Schmauss, Corpus Juris Publici, Leibzig 1794, Nachdruck Hildesheim 1973, S. 853f

22

- 第二期の為替で支払うことが決まっていた一二〇万帝国ターラーの支払期日については、この九項を見る限り判然としない。
- 23 J. J. Schmauss, Corpus Juris Publici, Leibzig 1794, Nachdruck Hildesheim 1973, S. 854-876
- ニュルンベルクの執行会議について、オシュマンの研究が詳しい。A. Oschmann, Der Nürnberger Exekutionstag 1649-1650
- 25 J. J. Schmauss, Corpus Juris Publici, Leibzig 1794, Nachdruck Hildesheim 1973, S. 957-958

Münster 1991. 同書の六三九頁には補償金の支払いの一覧表がある。

- 26 A. Buschmann, Kaiser und Reich, Teil II, Baden-Baden 1994, S. 276-278
- $\widehat{27}$ 選挙協約の第二条三項が、これに該当する。J. J. Schmauss, Corpus Juris Publici, Leibzig 1794, Nachdruck Hildesheim 1973, S
- 28 A. Buschmann, Kaiser und Reich, Teil II, Baden-Baden 1994, S. 370
- Jahre Westfälischer Friede, S. 55 A. Buschmann, Die Bedeutung des Westfällischen Friedens für die Reichsverfassung nach 1648, in: M. Schröder (Hg.), 350
- 30 Reichsgeschichte, 2004, S. 2161 Johannes Burkhardt, Der Westfälische Friede und die Legende von der landesherrlichen Souveränität, in: Landes-und
- 31 それまでとは別な意味を持ったと考えている。ベッケンフェルデは人的結合国家の段階にある時の同盟権と一六四八年のように領域 ラントフリーデに由来する伝統的な権利であること解明したが、しかしベッケンフェルデはこの同盟権が、一六四八年においては、 Westfälische Friede und das Bündnisrecht der Reichsstände, in: Der Staat, 8 1969)がある。ベッケンフェルデは確かに同盟権を この同盟権を伝統的な権利であることを解明した研究としては、註13であげたベッケンフェルデの論文(E.W. Böckenförde, Der

一六四八年ヴェストファーレン条約に関する一試論

- びつけて考察しているということができる。同論文四五六頁で「領邦高権と同盟権は一緒になってはじめて国家性の基礎を領邦に作 的にまとまりのある国家によって担われる時とでは意味が異なると考える。ここにおいてベッケンフェルデは同盟権と領邦高権を結 領邦に国家への道を開いた」と指摘している。
- schichte, 2004, S. 211. J. Burkhardt, Der Westfälische Friede und die Legende von der landesherrlichen Souveränität, in: Landes-und Reichsge
- (ℜ) Ders., S. 212.
- (축) APW, III-B, Bd. 1/2, 368f.
- (55) APW, III-B, Bd. 1/2. 318f.
- schichte, 2004, S. 214. J. Burkhardt, Der Westfälische Friede und die Legende von der landesherrlichen Souveränität, in: Landes-und Reichsge
- (\(\frac{1}{27}\)) APW, III-B, Bd. 1/2, 596f.
- (\(\pi\)) APW, III-B, Bd. 1/2, 600f.
- gart 2008, 171ff. 年以降の皇帝位の維持やその活動を支えることになった。C. Kampmann, Europa und das Reich im Dreissigjährigen Krieg, Stutt メーレンやシュレージエンに対する支配は何ら制限されておらず、ヨーロッパを代表する強大な家門勢力であったことが、一六四ハ ヴェストファーレン条約において、ハプスブルク家はエルザスなどをフランスに割譲したが、その他のオーストリア、ベーメン、
- 40 Krieg in der Frühen Neuzeit. Die europäische Staatenordnung und die außereuropäische Welt, 2001, 273ff A. Schindling, Das Heilige Römische Reich als Friedensordnung? in: R. G. Asch/W. E. Voß/M. Wrede (Hg.), Frieden und
- 二〇〇六年。 渋谷聡「近世神聖ローマ帝国をめぐる研究動向 ――近年のドイツにおける「国家・国民」意識に寄せて ――、『史林』八九巻一号

41